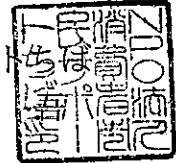


平成31年3月11日

アニヴェルセル株式会社  
取締役 管理責任者 倉崎 与一 殿

〒260-0013  
千葉市中央区中央4丁目13番10号  
千葉県教育会館5階  
特定非営利活動法人消費者市民サポート  
検討委員会委員長 井 原 真



## 問合せ書

当法人からの、平成30年9月10日付「申入書兼問合せ書」につきまして、「回答書」の返送及び、2018年6月11日付改定の貴社規約(以下「新規約」といいます。)、アイテム別取消料一覧の資料提供をいただきありがとうございます。

貴社から頂いた「回答書」及び資料について、検討をさせていただいたところ、数点確認させていただきたい事項がございます。

つきましては、本書面の問合せ事項についての回答を、平成31年4月12日(金)までに、文書にて当法人までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書、貴社からの回答の有無及び回答の内容は、法人の活動目的のため、原則として、当法人のホームページ(<http://sapochiba.com>)において公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

## 記

### 第1 「回答書」及び新約款に関連して

当法人からの平成30年9月10日付「申入書兼問合せ書」対して、規約見直し及び改定について前向きな貴社のご回答をいただき、感謝申し上げます。

回答書において、消費者契約法9条1号の「平均的損害」及び新規約の合理性について、貴社のお考えを示して頂いているところ、以下の点を確認させていただきたく問合せを致します。

#### 1 貴社算定の平均的損害額

貴社回答書において、「判例の算定方法を採用し、以下・・・の算式を用いて、毎年、弊社における平均的損害を算出しております」とのご回答を頂いているところ、過去5年間において、算出した平均的損害額及びその計算内容をご教示下さい。

#### 2 過去の実績について

貴社における過去1年間の下記項目の件数・数値等をご教示下さい。

- (1) 披露宴契約件数及びキャンセル件数
- (2) 披露宴実施件数
- (3) 披露宴契約締結から実施までの平均期間
- (4) 契約成立日における、披露宴見積の平均額
- (5) 披露宴実施代金の平均額
- (6) 契約成立日における、披露宴1件あたりの平均参列予定者数
- (7) 実施した披露宴1件あたりの平均参列者数

#### 3 基本料金について

回答書によると、貴社はキャンセル料の金額について「基本料金」(会場使用料、最も低い料理単価と飲み物プラン)を前提としておられるとのことです。つきましては、以下の内容をご教示下さい。

なお、会場・料理プラン等が複数あるような場合には、回答に代えて適宜貴社パンフレット等の資料をご提供下さい。

- (1) 会場使用料及びその内訳
- (2) 貴社の提供している料理と飲み物のプラン
- (3) 料理・飲み物に要する食材等の発注時期

## 第2 アイテム別取消料一覧について

### 1 司会・音響について

プロ司会者・音響プランについて、担当する業者が貴社専属の業者であるか、披露宴毎の外部委託の業者であるかご教示下さい。また、業者の選定・発注等のスケジュールをご教示下さい。

### 2 当日美容について

当日美容について、担当する業者が貴社専属の業者であるか、披露宴毎の外部委託の業者であるかご教示下さい。業者の選定・発注等のスケジュールをご教示下さい。

### 3 各オリジナル商品について

各オリジナル商品については、契約者から申込後、発注・校了等についてはどのようなスケジュールで作成されるかご教示下さい。

### 4 引出物・引菓子について

引出物の備考欄によると、挙式・披露宴パーティ実施予定日の7日前からのキャンセルについては、契約者の引取りとされており、それ以前の段階では契約者の引取りが不要であり貴社において商品の仕入が完了していないことが窺えます。

つきましては、引出物・引菓子について、契約者から申込後、発注はどのようなスケジュールで行われるのかご教示下さい。

### 5 映像演出について

各種ムービーの作成スケジュールについてご教示下さい。

特に、エンディングムービーについては、挙式・披露宴の映像取り込みは披露宴の当日になるかと存じますが、事前の準備がある場合にはその内容についてもご教示下さい。

### 6 フラワーについて

挙式・披露宴等で使用するフラワーの発注時期についてご教示下さい。

## 第3 規約改定の予定

貴社回答書によると、貴社の使用している規約については、合理的な内容に改定を予定されていることです。

つきましては、現時点で、規約改定の予定の有無及び時期が確定しておりますらご教示下さい。

以上